

議員提出議案第2号

日高市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び日高市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月12日提出

日高市議会議長 鈴木健夫様

提出者 日高市議会議員 大澤博行

賛成者 日高市議会議員 成田奈緒子

賛成者 日高市議会議員 金子博

賛成者 日高市議会議員 加藤大輔

賛成者 日高市議会議員 三木伸也

賛成者 日高市議会議員 佐藤真

賛成者 日高市議会議員 山田一繁

賛成者 日高市議会議員 森崎成喜

提案理由

政務活動費の範囲を明確にするとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

別紙

日高市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

日高市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「研究調査」を「調査研究、研修」に改め、「広聴」の次に「、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加」を加える。

第7条第1項中「、別記様式により」を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別記様式を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の日高市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

日高市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行										
（政務活動費を充てることができる経費の範囲） 第5条 政務活動費は、会派が行う<u>調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等</u>市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。 2 略 （収支報告書の提出） 第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。 2・3 略 （収支報告書の保存及び公表） 第9条 略 2 略 （透明性の確保） 第10条 略 （委任） 第11条 略 別表（第5条関係） <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>調査研究費</td><td>会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費</td></tr> <tr> <td>研修費</td><td>会派が研修会を開催するため</td></tr> </table>	項目	内容	調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	研修費	会派が研修会を開催するため	（政務活動費を充てることができる経費の範囲） 第5条 政務活動費は、会派が行う<u>研究調査、</u>広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。 2 略 （収支報告書の提出） 第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、<u>別記様式により</u>、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。 2・3 略 （収支報告書の写しの送付） 第9条 <u>議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。</u> （収支報告書の保存及び公表） 第10条 略 2 略 （透明性の確保） 第11条 略 （委任） 第12条 略 別表（第5条関係） <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>研究調査費</td><td>会派が研究会及び研修会を開催するため必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会及び研修会</td></tr> </table>	項目	内容	研究調査費	会派が研究会及び研修会を開催するため必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会及び研修会
項目	内容										
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費										
研修費	会派が研修会を開催するため										
項目	内容										
研究調査費	会派が研究会及び研修会を開催するため必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会及び研修会										

	に必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費		に参加するために要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	調査旅費	会派の行う調査研究活動のため必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料作成費	会派の行う調査研究活動のため必要な資料の作成に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料購入費	会派の行う調査研究活動のため必要な図書、資料等の購入に要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	広報費	会派の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に報告するために要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	広聴費	会派が住民からの市の政策及び会派の政策等に対する要望及び意見を広く収集するための会議等に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	その他	上記以外の経費で、会派の行う調査研究活動に必要な経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費		
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費		

別記様式（第7条関係）

略